

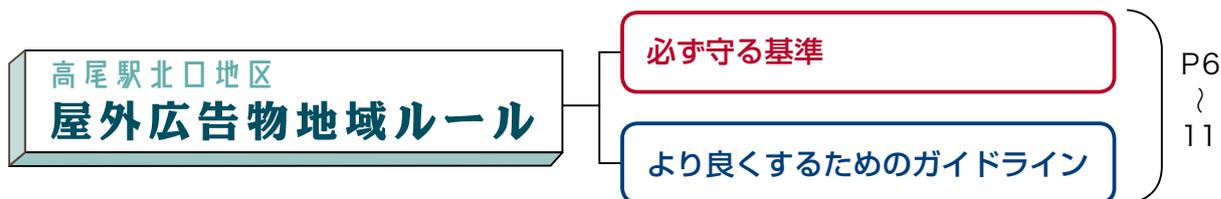
屋外広告物地域ルール

はじめに

▶ 目的

「高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール」は、本地区の景観形成の方針をもとに、屋外広告物を表示・設置する際に、守っていただく基準や、誘導していきたい方向性などを定めたものです。本地区の屋外広告物のあり方を共有し、良好な景観づくりを進めます。

▶ 制度の位置づけ



本地域ルールでは、八王子市景観計画と、八王子市屋外広告物条例に基づく規則に定めることにより、屋外広告物の位置や大きさ、高さ、数量、色彩などについての「必ず守る基準」を定めます。

また、高尾駅北口地区の景観づくりを誘導するため「より良くするためのガイドライン」も示します。



目次

はじめに.....	1	地域ルールを適用する区域.....	4
屋外広告物とは.....	2	屋外広告物の共通のルール.....	6
屋外広告物のあり方.....	3	屋外広告物の種類別のルール.....	8
基本方針.....	4	手続き一覧.....	12

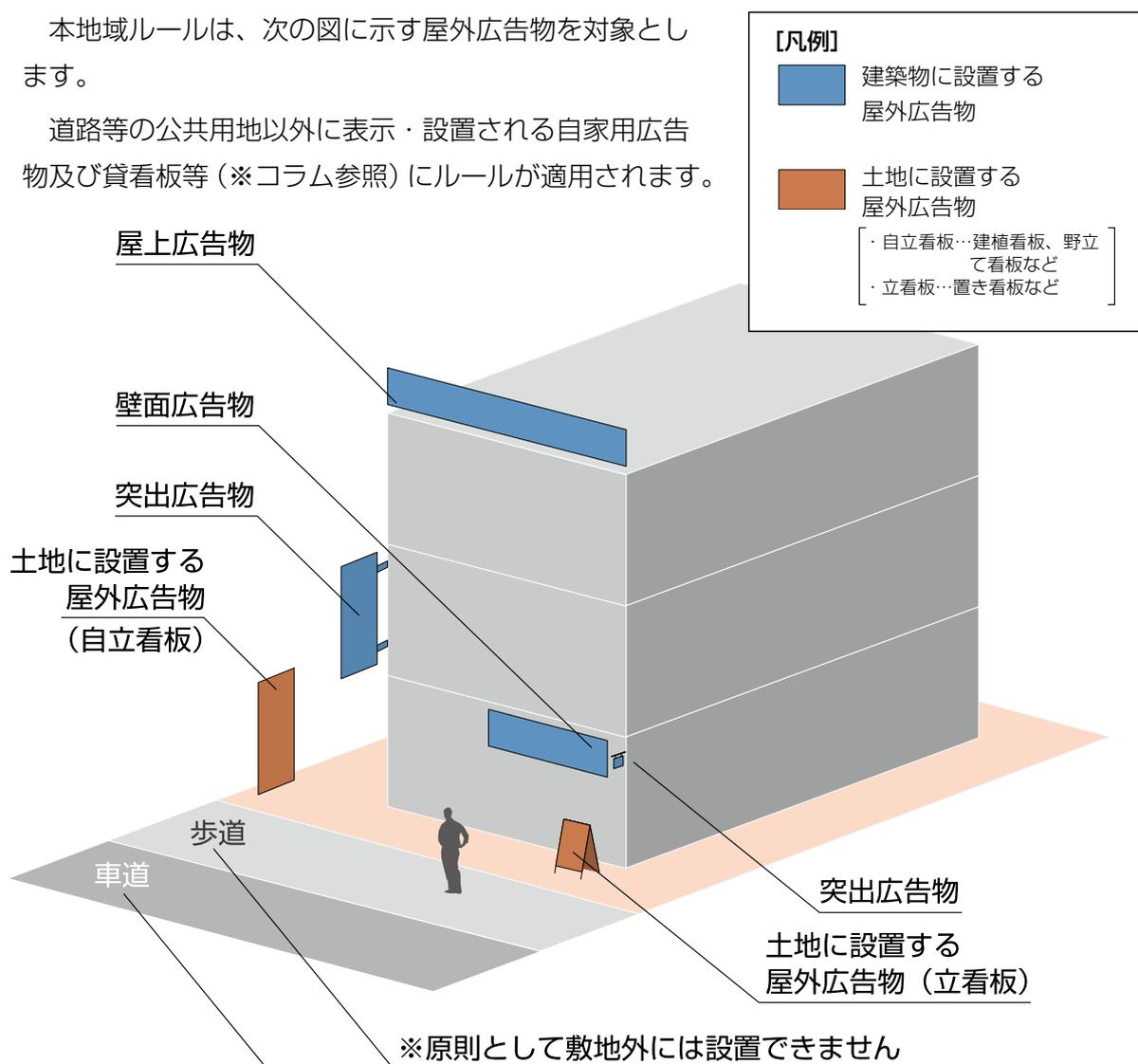
屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、(1) 常時又は一定の期間継続して (2) 屋外で (3) 公衆に表示されるものであって、(4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

▶ 対象となるもの

本地域ルールは、次の図に示す屋外広告物を対象とします。

道路等の公共用地以外に表示・設置される自家用広告物及び貸看板等（※コラム参照）にルールが適用されます。



コラム

自家用広告物と貸看板等

「自家用広告物」とは、自己の住所、事業所等に表示する自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容の広告物です。

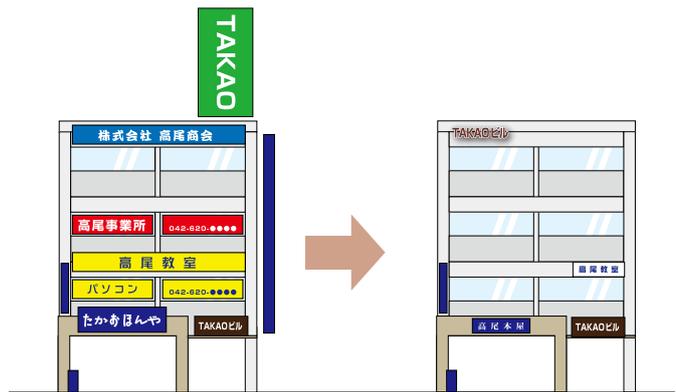
「貸看板等」とは、自家用以外の広告物で、貸看板や案内誘導を目的とするものです。

屋外広告物はもともと、その建物の表札の役割、つまり自家用広告物から始まりました。設置場所と直接関係のない貸看板等は、情報量が多く、派手になりがちなので、特に配慮し、できるだけ控えましょう。

屋外広告物のあり方

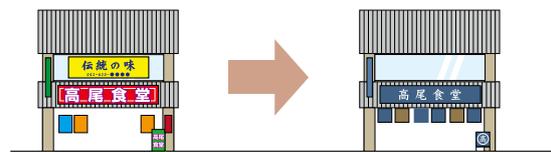
1 適切に設置しましょう

数を厳選して、大きさを控えめに、適切な位置に設置しましょう



2 建物と調和させましょう

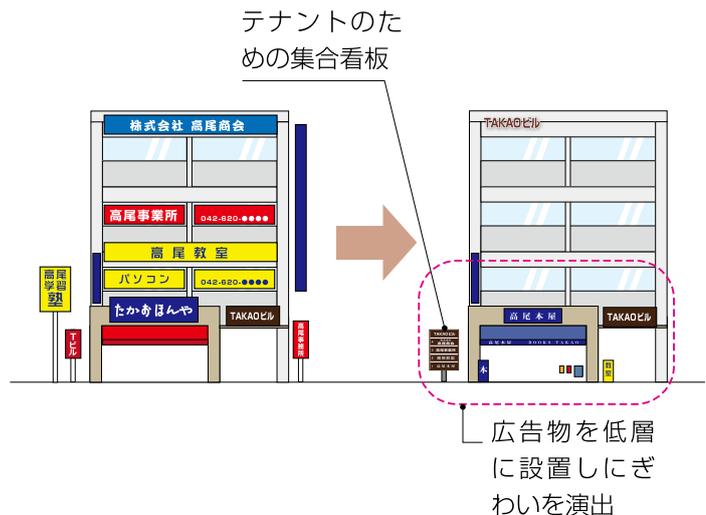
形態や色彩などのデザインの一体感を出しましょう



建物と調和した色とデザイン

3 計画的に集合させましょう

- (1) ひとつの敷地や建物に複数のテナントが関わる場合は、テナントのための集合看板を設けましょう
- (2) 屋外広告物をなるべく整理して建築物の低層部に設置し、にぎわいを演出しましょう



広告物を低層に設置しにぎわいを演出

4 わかりやすく伝わりやすい広告物にしましょう

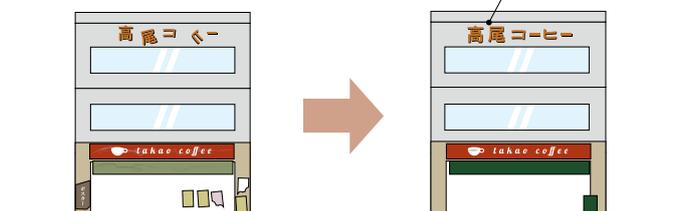
表示する情報を整理してすっきりとさせましょう



適切な維持管理を

5 身近なところから整理整頓しましょう

古い貼り紙や壊れた看板は外しましょう



基本方針

景観計画に定めた高尾駅・多摩御陵周辺地区（※）の景観形成の方針をもとに、高尾駅北口地区の屋外広告物の表示・設置についての方針を定めます。

▶ 景観形成の方針

- ① 山並み・丘陵地の緑と河川の水辺が一体となった自然豊かな景観を形成する
- ② 周囲の自然や歴史文化と調和した環境色彩を形成する
- ③ 景観資源を活かし、地域の個性を磨く
- ④ 豊かな自然景観に調和した広告景観を形成する

▶ 屋外広告物の表示・設置の方針

南浅川や多摩御陵への眺望等に配慮し、開放的で潤いのある自然景観を損ねない表示・掲出とする

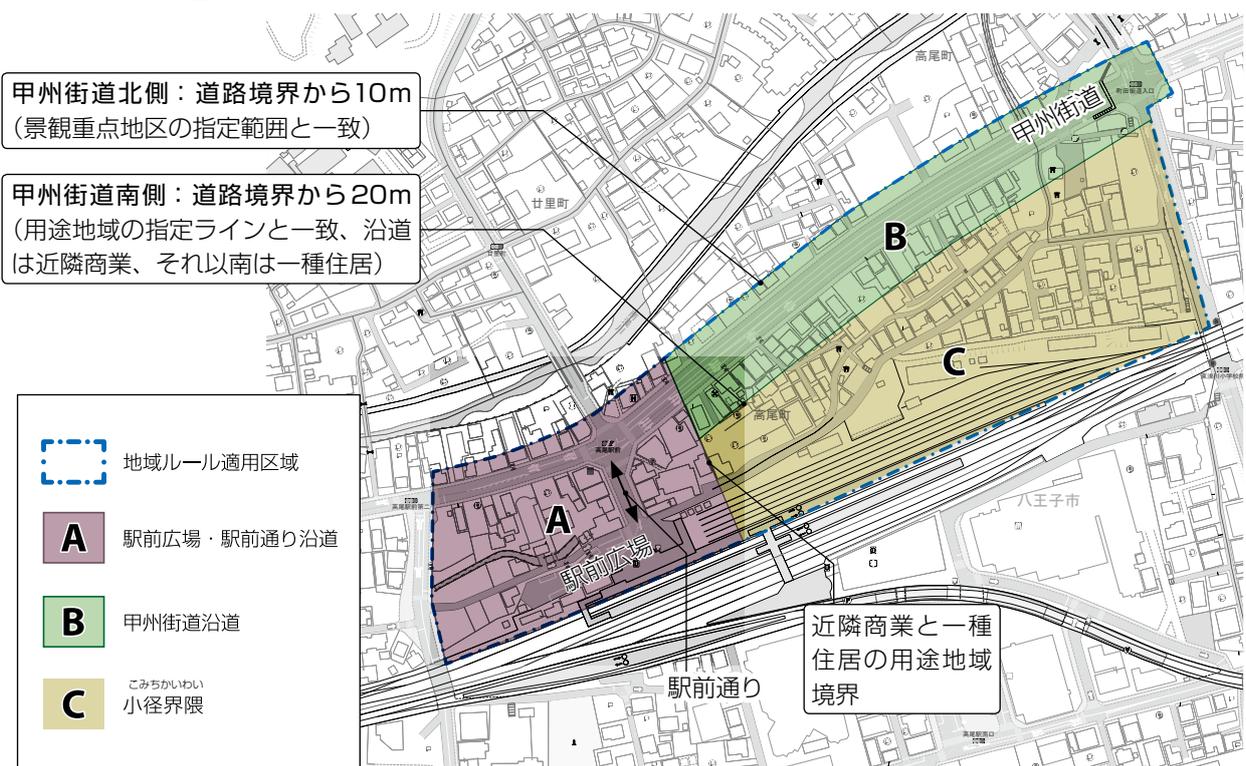
高尾駅北口地区

自然・歴史文化と調和し
にぎわいを演出する広告景観を

（※）高尾駅北口地区は、景観計画に定める重点地区のうち、高尾駅・多摩御陵周辺地区に含まれます。

地域ルールを適用する区域（規制区域）

高尾駅北口地区の区域を、「A：駅前広場・駅前通り沿道」「B：甲州街道沿道」「C：小径界限」の3ゾーンに区分します。



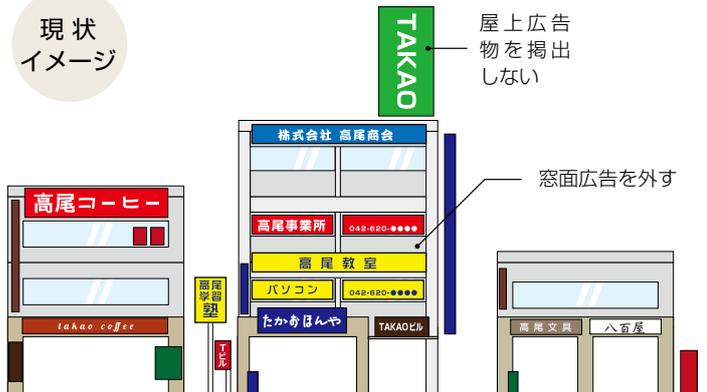
▶ ゾーン別の方針

A 駅前広場・駅前通り沿道	① 特に、高尾駅舎及び駅前広場からの山並みへの眺望・見通しを確保するような位置・規模とする ② 高尾駅前通りの昔ながらの賑わいを継承し、歩いて楽しい雰囲気と、地域の玄関口にふさわしい風格をあわせもつ雰囲気づくりに寄与するデザインとする
B 甲州街道沿道	① 特に、甲州街道のイチョウ並木や、高尾山などのアイストップとなる山並みが映えるような位置・規模とする ② 車に乗っている人の目線だけでなく、歩行者の目線も大切にするような位置・規模とする ③ 甲州街道の連続性や遠景の秩序を保ちつつ、落ち着いた雰囲気づくりに寄与するデザインとする
C 小径界隈 <small>こみちかいわい</small>	① 昭和の道と閑静な住宅地を基調とする穏やかな景観を保全するような位置・規模・デザインとする

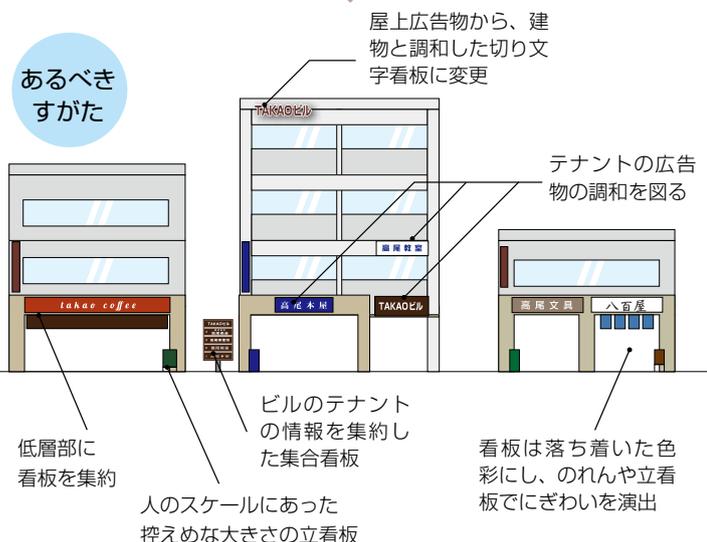
▶ ゾーン別の街並みイメージ

A ゾーン

現状
イメージ



あるべき
すがた



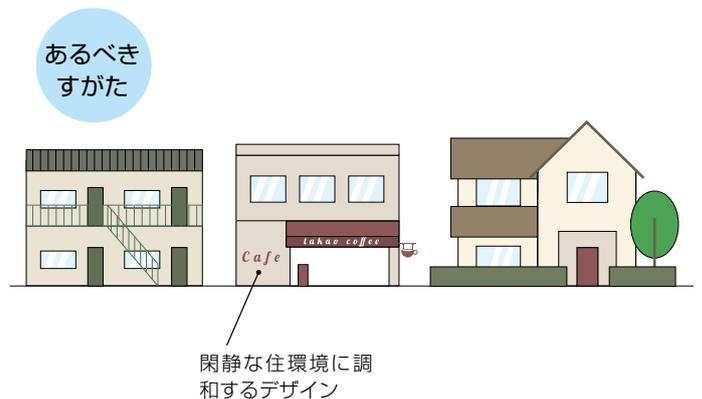
B ゾーン

あるべき
すがた



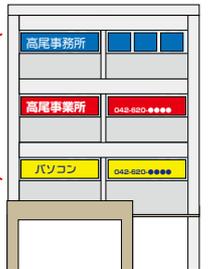
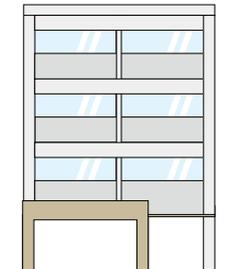
C ゾーン

あるべき
すがた



屋外広告物の共通のルール

必ず守る基準

	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界隈
総表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に表示する屋外広告物等の表示面積の合計は、建築物の壁面のうち、鉛直投影面積（右図の(a+b+c+d) × H）の2/10未満 		
色彩 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 地色の彩度は8以下とする。ただし建築物の1階に設置するものを除く [建築物の1階に設置する場合は彩度の制限はありません。] <p><色彩基準のイメージ> 広告物の「地」の色を、彩度14から彩度8に変更すると落ち着いた印象になります。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">高尾デザイン</div> <div style="margin: 0 10px;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">高尾デザイン</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 2px;">7.5R 5 / 14</div> <div style="margin: 0 5px;">色彩の マンセル値</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 2px;">7.5R 5 / 8</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">色相 明度 彩度</p>		
照明	<ul style="list-style-type: none"> ネオン管その他照明装置を利用する場合は点滅させない。また、回転灯は設置しない <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>× 照明装置を点滅させない</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>× 回転灯は設置しない</p>  </div> </div>		
位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の2階以上の窓、その他の開口部には、掲出しない（右ページコラム参照） <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>×</p>  </div> <div>  </div> </div>		
その他 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 電子看板の表示面積（1面）は1㎡以下とする 電子看板は1店舗につき、1箇所以下とする 		

※1 色彩については、着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分や、無釉の和瓦、銅板によるものについては、この基準を適用しないことができます。

※2 電子看板とは、映像や文字情報を、表示・投影する機能を持つ装置を使用するものを指します。

より良くするためのガイドライン

必ず守らなければならないルールではありませんが、「より良くするためのガイドライン」も参考に、ゾーンごとの特徴を活かした看板となるよう工夫しましょう。

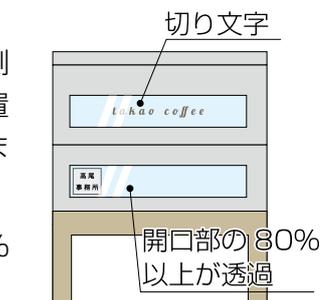
<p>意匠・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルで認知しやすいデザインとする <ul style="list-style-type: none"> →色数は3色以内を目安とする →余白を確保する（文字面積は板面の40%以内を目安とする） ・彩度の高いコーポレートカラーを用いる場合は、図と地を反転する 	 <p>色数や情報量が多い看板</p> <p>余白を確保 色数や情報量を減らしてシンプルで認知しやすくする</p>
<p>照明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・照明はなるべく外照式を用い、色温度は5000K（^{ケルビン}昼白色）以下の温かみのある色とする 	 <p>内照式看板</p> <p>外照式看板</p>
<p>維持・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補修その他適切な管理を行ない、常に良好な状態を保持する <ul style="list-style-type: none"> →サビ、汚れ、ズレ、欠落、照明不点灯などを補修する →サビ止め処理やあせにくい黒文字を用いるなど、長持ちし管理しやすい仕様とする 	

コラム 窓面広告物について

高尾駅北口地区では、建物の窓などの開口部が塞がれ閉鎖的な印象となることを避けるため、建物の2階以上の窓などに、屋外広告物を掲出できないこととしました。

なお、建物の屋内側から設置された広告物は、屋外広告物にはあたりませんが、次の点に配慮しましょう。

- ・建物の2階以上の窓面に広告物を設置する場合は、窓ガラスの室内側から直接広告物を貼ることを避け、窓ガラスからなるべく離れた位置に、例えば置き看板や天井吊り看板などを設置するように工夫しましょう
- ・広告物は切文字式を優先し、切文字式でない場合は、開口部の80%以上が透過するように大面積にならないよう配慮しましょう（右図）



屋外広告物の種類別のルール

① 土地に設置する屋外広告物



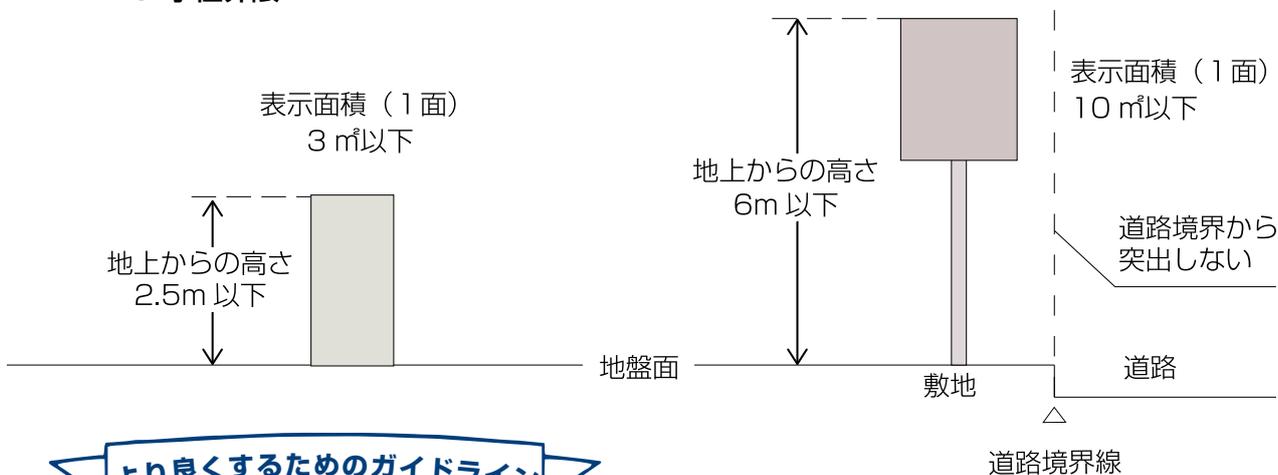
	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
高さ	・地上からの高さ2.5m以下(甲州街道に面する道路沿道においては6m以下)とする	・地上からの高さ6m以下とする(※)	・地上からの高さ2.5m以下とする
表示面積	・表示面積(1面)は3㎡以下とする	・表示面積(1面)は10㎡以下とする	・表示面積(1面)は3㎡以下とする
位置	・道路境界から突出しない		
数量	・敷地の面する1道路につき、1箇所以下とする。ただし、地上からの高さ2.5m以下かつ表示面積(1面)が0.5㎡以下の容易に移動させることができるものを除く		

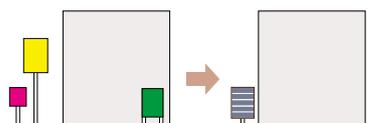
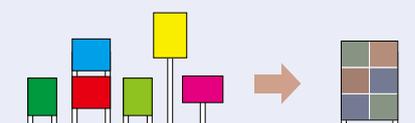
※ 高さが4mを超える広告塔や広告板は、建築基準法に基づく工作物確認が必要です。

< A: 駅前広場・駅前通り沿道 >

< B: 甲州街道沿道 >

< C: 小径界限 >



安全性の確保	・歩行者空間には、なるべく屋外広告物を設置しない
自家用広告物	・ひとつの敷地内に複数のテナントが関わる場合は、テナントのための集合看板を設け、広告面の調和を図る 
貸看板等	・野立ての貸看板等は、なるべく設置しない ・複数の貸看板等を設置する場合は、集合看板にするとともに、広告物が景観に調和するよう特段に配慮する 

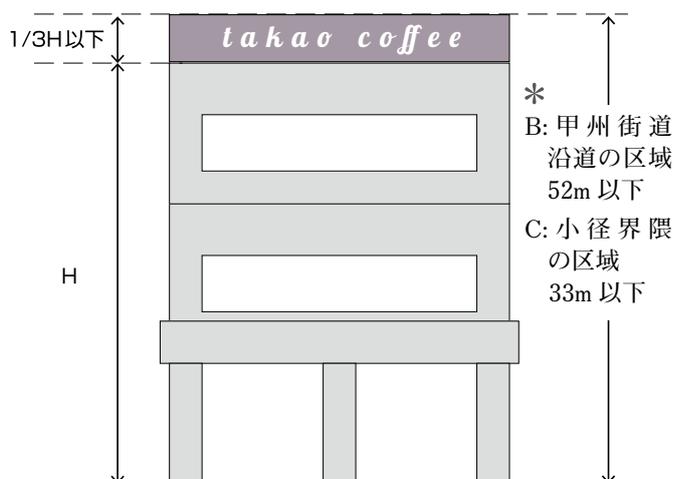
② 屋上広告物

必ず守る基準

	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
高さ	・ 掲出しない	・ 広告物の高さは、地盤面から設置する箇所までの高さの 1/3 以下	
表示面積		・ 表示面積は 10㎡以下とする	
数量		・ 1 建築物につき、1 基以下とする	

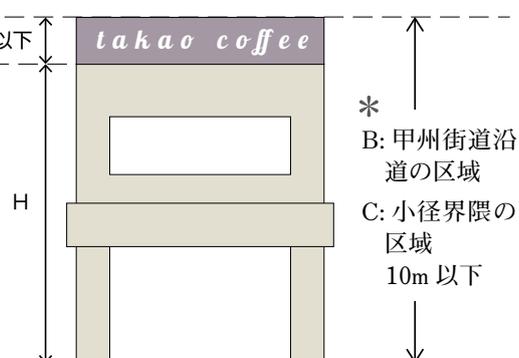
<鉄筋コンクリート造・鉄骨造等>

- ・ 表示面積 10㎡以下
- ・ 1 建築物につき、1 基以下とする



<木造>

- ・ 表示面積 10㎡以下
- ・ 1 建築物につき、1 基以下とする



* 市全域の基準

より良くするためのガイドライン

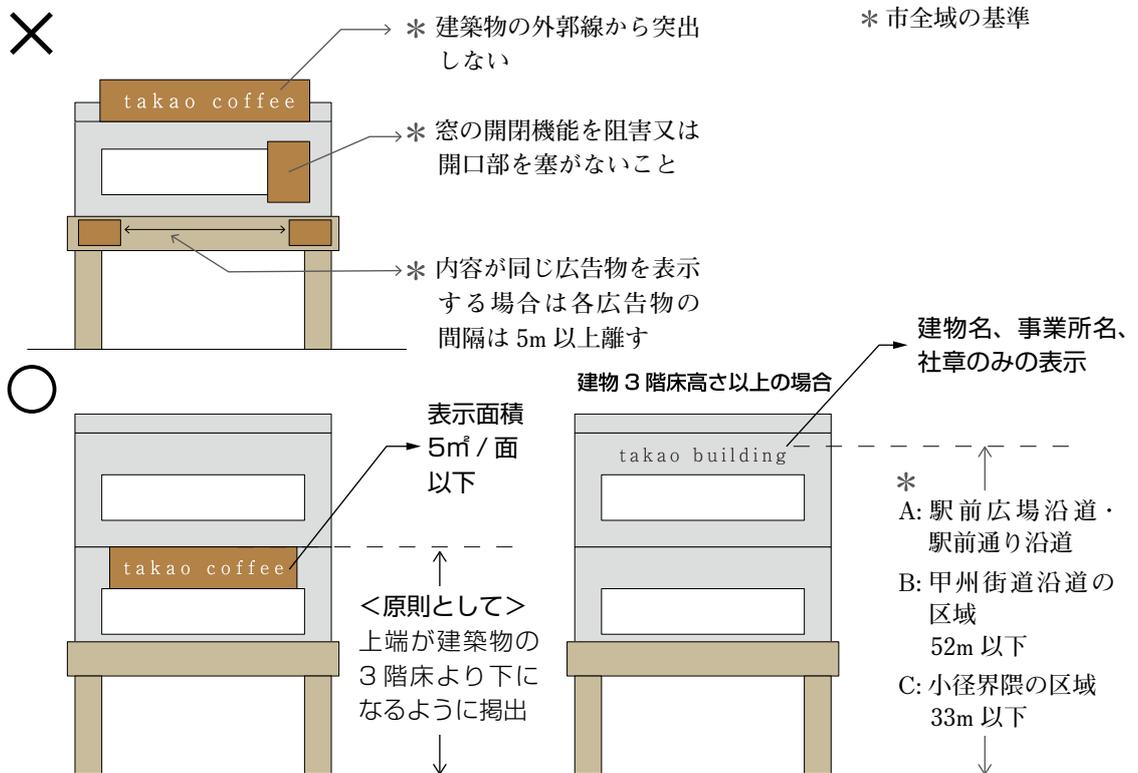
- ・ 建築物と一体のデザインとなるよう、建築物の外壁面の幅や位置に広告物の面を合わせる
- ・ スカイラインが山並みと調和するよう、山の稜線にかかる高さにしない
- ・ 建築物の屋上には、貸看板等は、なるべく設置しない



③ 壁面広告物

必ず守る基準

	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
表示面積	・表示面積（1面）が5㎡以下（駅前通り又は甲州街道に面する壁面に掲出する場合は7㎡以下）、かつ各屋外広告物等の表示面積の合計が当該設置壁面面積の2/10以下とする	・表示面積（1面）が5㎡以下（甲州街道に面する壁面に掲出する場合は7㎡以下）、かつ各屋外広告物等の表示面積の合計が当該設置壁面面積の2/10以下とする	・表示面積（1面）が5㎡以下かつ各屋外広告物等の表示面積の合計が当該設置壁面面積の2/10以下とする
位置	・原則として上端が建築物の3階床高さを越えないものとする。ただし、建物名、事業所名、社章のみの表示とした場合においてはこの限りではない		



より良くするためのガイドライン

・突出広告物と掲出する向きや掲載情報等の整理を行い、適切な情報量とする

・切り文字等で、建築物等の壁面と調和の取れた意匠とする

切文字看板

自家用広告物 ・ひとつの建物に複数のテナントが関わる場合は、テナントの広告面の調和を図る

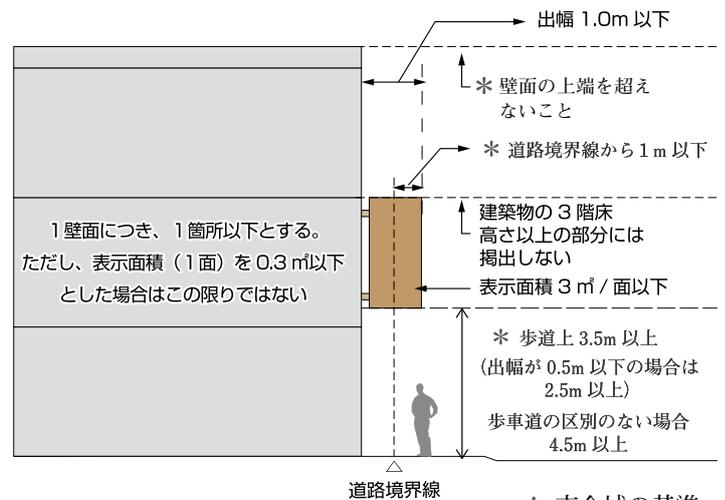
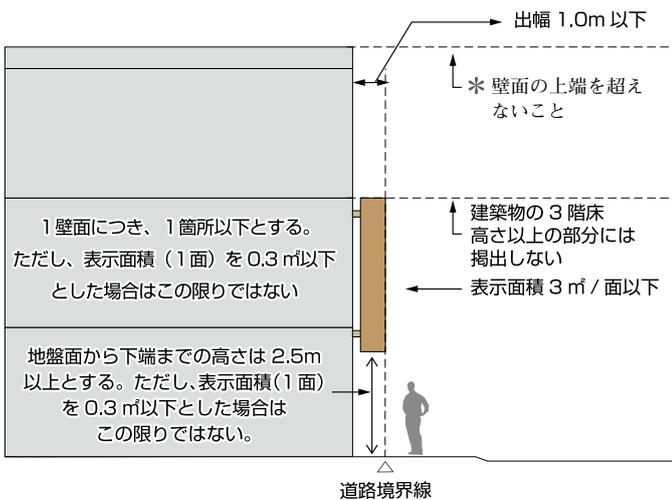
貸看板等

・建築物の壁面には、貸看板等は、なるべく設置しない
 ・複数の貸看板等を設置する場合は、広告物が景観に調和するよう特段に配慮する

④ 突出広告物

必ず守る基準

	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
表示面積	・表示面積（1面）は3㎡以下とする		
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・上端が建築物の3階床高さを越えないものとする ・地盤面から下端までの高さは、2.5m以上とする。ただし、表示面積（1面）を0.3㎡以下とした場合はこの限りではない ・建築物からの出幅は1.0m以下とする 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場、駅前通り又は甲州街道に面する壁面以外には掲出しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲州街道に面する壁面以外には掲出しない 	
数量	・1壁面につき、1箇所以下とする。ただし、表示面積（1面）を0.3㎡以下とした場合はこの限りではない		



* 市全域の基準

より良くするためのガイドライン

<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分の突出看板で店舗等の個性を演出する ・壁面広告物と掲出する向きや掲載情報等の整理を行い、適切な情報量とする ・突出広告物の貸看板等は、なるべく設置しない 	<p>1階部分の突出看板でお店の個性を表現することで、歩いて楽しい街並みにもつながる</p>
---	--

屋外広告物の表示等にかかわる手続き一覧

高尾駅北口地区内で屋外広告物を表示・設置する場合には、本地域ルールの基準を守っていただくとともに、市役所への「許可申請」が必要な場合があります(表1)。

また、屋外広告物を設置する位置や規模によっては、他の法令に基づく申請等も必要な場合がありますので、表2を参考に、それぞれの手続きも行ってください。

表1 八王子市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要なもの

表示・設置場所	屋外広告物の表示内容〔P2参照〕	屋外広告物の表示面積の合計	問合せ先
高尾駅北口地区(全域)	自家用広告物	合計が10㎡を超える場合	八王子市 まちなみ整備部 まちなみ景観課 八王子市元本郷町3-24-1 本庁舎5階 TEL:042-620-7267
地区外は別途ご確認ください。	貸看板等(上記以外)	面積によらず、すべて	

表2 他の法令に基づく申請等が必要なもの

申請等の手続き	対象となる屋外広告物	問合せ先
景観法に基づく届出	高さが4m以上の広告塔・広告板など	八王子市 まちなみ整備部 まちなみ景観課 八王子市元本郷町3-24-1 本庁舎5階 TEL:042-620-7267
建築基準法に基づく工作物の確認申請	高さが4mを超える広告塔・広告板など	八王子市 まちなみ整備部 建築審査課 八王子市元本郷町3-24-1 本庁舎5階 TEL:042-620-7310 ※民間の建築確認検査機関でも申請は可能です。
道路法に基づく道路占用許可	道路上(上空も含む)に掲出する屋外広告物等	国道 相武国道事務所 管理第一課 八王子市大和田町4-3-13 TEL:042-643-2007
		都道 南多摩西部建設事務所 管理課 道路管理係 八王子市明神町3-19-2 TEL:042-643-2612
		市道 八王子市役所 道路交通部 管理課 八王子市元本郷町3-24-1 本庁舎6階 TEL:042-620-7274
道路交通法に基づく道路使用許可	道路上(上空も含む)に掲出する屋外広告物等	屋外広告物等のある所轄の警察署

高尾駅北口地区屋外広告物地域ルール

発行 八王子市

編集 八王子市 まちなみ整備部 まちなみ景観課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 TEL:042-620-7267 / FAX:042-626-3616E
mail:b132300 ☆ city.hachioji.tokyo.jp
(☆を@に変更してください。)

編集協力 株式会社 石塚計画デザイン事務所